

庁舎整備基本構想の策定について

～ 令和4年度の取り組み～

令和4年6月6日

総務部 管財課

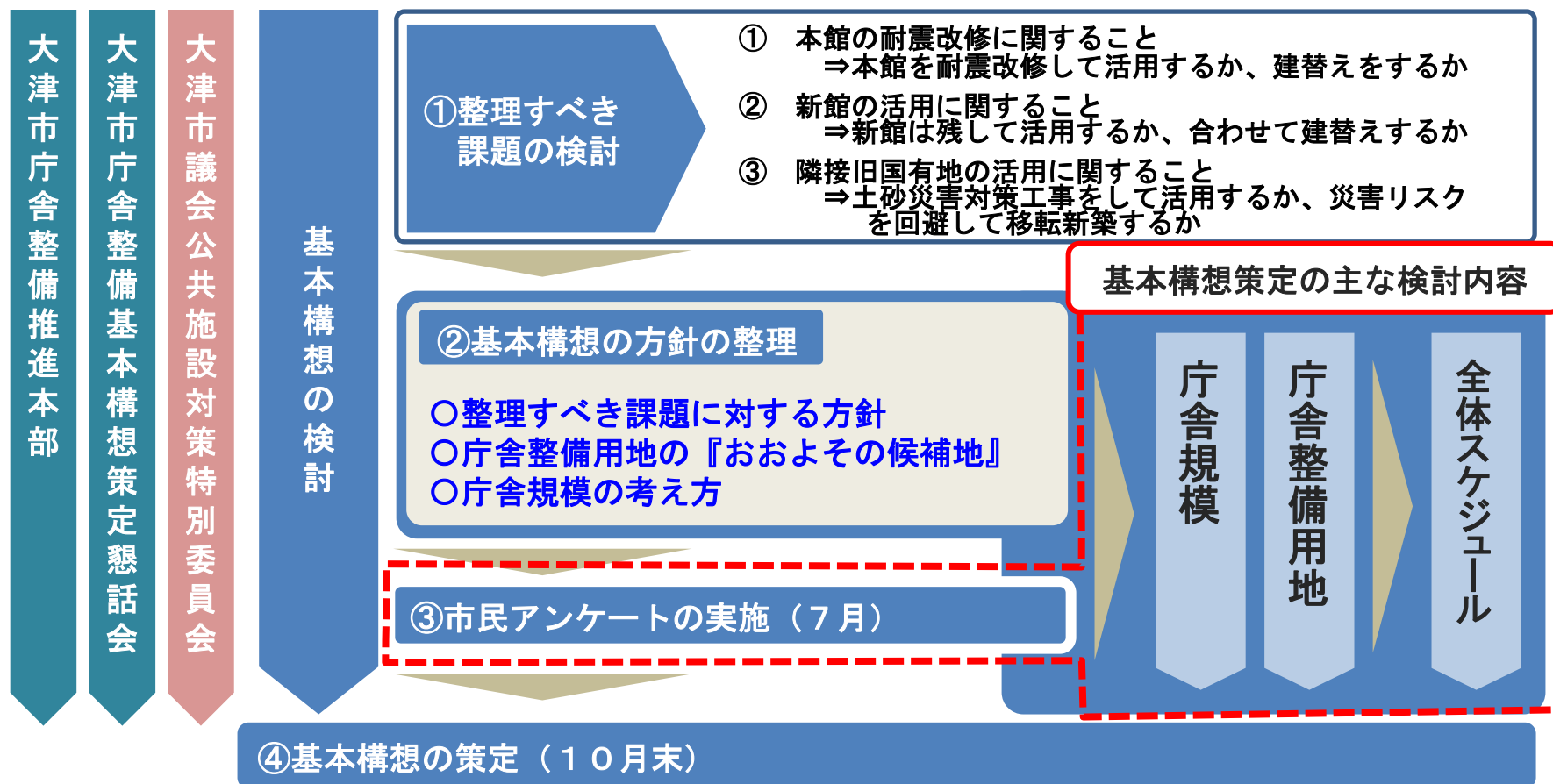
目次

1	令和4年度の取り組み（概要）	
	（1）令和4年度の庁舎整備基本構想策定の進め方	4
2	基本構想の方針の整理	
	（1）整理すべき課題に対する方針	6
	（2）庁舎整備用地の『おおよその候補地』	10
	（3）庁舎規模の考え方	18
3	令和4年度の主な検討内容	
	（1）令和4年度の主な検討内容	23
4	市民アンケートの実施	
	（1）アンケート実施（案）について	26
5	基本構想策定スケジュール	
	（1）基本構想策定スケジュール	28
6	関係資料	
	（1）現在の庁舎について	30

1 令和4年度の取り組み（概要）

1 令和4年度の取り組み（概要）

（1）令和4年度の庁舎整備基本構想策定の進め方



2 基本構想の方針の整理

(1) 整理すべき課題に対する方針

2 基本構想の方針の整理

(1) 整理すべき課題に対する方針

<整理すべき課題に対する方針>

①整理すべき 課題の検討

- ① 本館の耐震改修に関すること
⇒本館を耐震改修して活用するか、建替えをするか
- ② 新館の活用に関すること
⇒新館は残して活用するか、合わせて建替えするか
- ③ 隣接旧国有地の活用に関すること
⇒土砂災害対策工事をして活用するか、災害リスクを回避して移転新築するか

★令和3年度の検討結果、懇話会の意見を踏まえて

<懇話会の意見>

- ・土砂災害警戒区域の指定は危険溪流が付近にあることを考慮しての結果であり、市役所の立地について土砂災害のリスクをもっとシビアに考えるべき
- ・防災の観点から、活断層の近くでの庁舎整備は原則避けるべき
- ・防災面では地震による被害が一番大きい

- 本館の耐震化、免震化は行わず、移転建替えを基本とする。
※結果、災害リスクの回避となる。
- 新館は残して企業局を中心に活用することを基本とする。

2 基本構想の方針の整理

(1) 整理すべき課題に対する方針

<整理すべき課題に対する方針に係る考え方>

① 『庁舎整備の必要性』の課題の整理

○耐震性不足による倒壊、崩壊の恐れ

大規模な地震（震度6強～7程度）が起こった場合に、本館（Is値：0.3未満）は倒壊、又は崩壊する危険性が高く、別館（Is値：0.3以上0.6未満）はその危険性がある。近年の地震が頻発している状況を踏まえて、これまで以上にスピード感を持って対応していく。

○老朽化に伴う維持経費の増加

老朽化が進むことで、施設や設備の大規模な修繕が必要になり維持経費がかさむようになっている。

○建物が狭隘

建築当時に比べて、志賀町との合併などにより、職員が増えることで建物が手狭になり、執務スペースだけでなく、市民の方々が利用される窓口や待合のスペース、さらには、通路も十分に確保できない状況になっている。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策という点でも十分なスペースが確保できていない。

○市民にとって低い利便性

建物が狭隘であるため各窓口が分散し、集約して配置することができないことや、建築当時に比べて、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリーに一定対応しているものの、市民にとって利便性が低い状況となっている。

2 基本構想の方針の整理

(1) 整理すべき課題に対する方針

＜整理すべき課題に対する方針に係る考え方＞

②本館の耐震化、免震化は行わず、建替えをすることについて

③隣接旧国有地の活用に関すること

本館の耐震化、免震化を行うことによる「コスト」や「市民の利便性向上」での優位性はなく、改修後の利用可能年数なども考慮し、耐震化、免震化は行わないことを基本とする。

隣接旧国有地を活用して庁舎を建てる場合には、別館、北駐車場の解体、それに伴う仮庁舎の整備、駐車場の確保が必要となること、また、土砂災害の対策工事も必要となるなど課題が多いことから、現在地以外への移転建替を基本とする。

移転建替えとすることで、土砂災害警戒区域に含まれない、ハザードの影響が少ないエリアへ移転することができる。

④新館の活用について

新館は耐震性能に問題がないことから、今後も企業局を中心に活用することを基本とする。

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

① 「おおよその候補地」と「優先して検討を行うおおよその候補地」について

前提条件

庁舎整備に適した一定規模の市有地がなく、基本構想の段階から候補地とする場合に、将来的に取得できるという『担保性』が重要となることから、現在建物がないなど、庁舎整備に向けてリスクの少ない国有地や県有地について検討を行うこととする。

「おおよその候補地（4箇所）」

評価

- ① 「庁舎整備用地として高い担保性」
 - ② 「県庁や国の機関などとの行政機能の集約を意識した距離感」
 - ③ 「市域全域をカバーする行政サービスネットワークの拠点としての中心性」
 - ④ 「公共交通機関や幹線道路によるアクセス」
- ＋ 「ハザードの状況」 ※ハザードの影響があるところは除く。ただし、対策可能な浸水区域の影響は考慮しない。

絞り込み

『優先して検討を行うおおよその候補地（1箇所）』の絞り込み

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

② 「おおよその候補地」とその評価結果について

【おおよその候補地】

- ①皇子山総合運動公園 ②皇子が丘公園 ③大津駅・県庁周辺 ④唐崎駅前

【評価結果】

<評価項目>

	①皇子山総合運動公園	②皇子が丘公園	③大津駅・県庁周辺	④唐崎駅前	(参考) 現在地
①庁舎整備用地としての担保性が高い ※利用計画の有無など	○国 取得の可能性あり	○国 取得の可能性あり	×県 利用計画があり取得の可能性なし	○国 取得の可能性あり	◎市 取得不要
②県庁や国の機関などとの行政機能の集約を意識した距離感	○ 現在地と同等	○ 現在地と同等	◎ 現在地より近い	× 現在地より遠い	○
③市域全域をカバーする行政サービスネットワークの拠点としての中心性 ※大津駅～大津京駅一帯	◎ 範囲内	◎ 範囲内	◎ 範囲内	× 範囲外	◎ 範囲内
④公共交通機関や幹線道路によるアクセス	◎ JR・京阪・幹線道路	◎ JR・京阪・幹線道路	○ JR・幹線道路	○ JR・幹線道路	◎ JR・京阪・幹線道路

ハザードの確認

※対策可能な浸水区域の影響は考慮しない。

※評価は「◎・○・×」の三段階

ハザードの状況 ※ハザードマップにおける状況	— ※一部対策可能な浸水区域あり	土砂災害警戒区域	—	—	土砂災害警戒区域
---------------------------	---------------------	----------	---	---	----------

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

③ 「優先して検討を行うおおよその候補地」

【評価の結果】

- 評価項目（①～④）の全てにおいて「×」が無く、
- ハザードの影響があるところを除き、

①皇子山総合運動公園

を「優先して検討を行うおおよその候補地」とする。

※都市公園であることなどの課題がある。

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

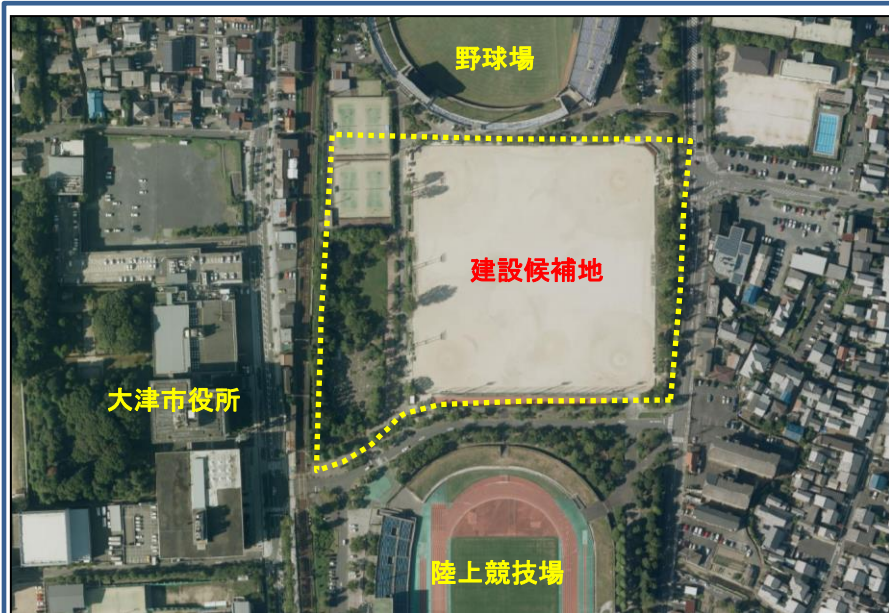
④ 「おおよその候補地」と「優先して検討を行うおおよその候補地」の メリット、デメリットについて

	①皇子山総合運動公園 優先して検討する おおよその候補地	②皇子が丘公園	③大津駅・県庁 周辺	④唐崎駅前
メリット	①用地確保の可能性あり。 ②新館から近い。 ③一部廃止される都市公園に代わる都市公園の設置が可能。	①用地確保の可能性あり。 ②JRと京阪の交通結節点のため利便性が向上する。 ③一部廃止される都市公園に代わる都市公園の設置が可能。	①国の機関や県庁に近い。 ②県都の玄関としてふさわしい。	①用地確保し易い。 ②現況で都市計画上の制限が少ない。
デメリット	①都市計画公園として決定がある。 ②南側通路は、建築基準法の道路ではないため、この通路のみに接する敷地設置では建築不可。 ※東側道路に接する敷地設置では可能	①一部土砂災害警戒区域に含まれる。 ②風致地区 ③都市計画公園としての決定がある。	①活用計画があり、用地の確保が難しい。 また、十分な広さが確保できない。	①県庁、新館などから離れている。
備考	①代替機能として同規模の一団の土地の確保が必要。	①代替機能として同規模の一団の土地の確保が必要。	①活用の予定あり。 ②一部建物あり。	
資料	P14 (皇子山総合運動公園)	P15 (皇子が丘公園)	※資料なし。	P16 (唐崎駅前)

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

⑤ 『優先して検討するおおよその候補地(皇子山総合運動公園)』について



■敷地面積 約44,500㎡

■現法規制等での必要規模の建設可否:不可

*都市計画公園の計画決定変更が必要
⇒現市役所敷地を代替地として検討

*南側通路は、建築基準法の道路ではないため、この通路のみに接する敷地設置では建築不可。
※東側道路に接する敷地設置では可能

■法規制等の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1)用途地域 | :商業地域 |
| 2)建ぺい/容積率 | :80/200% |
| 3)高度地区 | :7種高度地区(45m以下) |
| 4)都市施設 | :都市計画公園 |
| 5)風致地区 | :なし |
| 6)防災 | :液状化予測PL5~10 |
| 7)アクセス | :JR大津京から徒歩10分
:京阪大津市役所前から2分 |

■留意事項

- 基本的に用地の取得が必要
- 代替機能として同規模の一団の土地の確保が必要
- 第2種公認競技場の認定への影響
- 各種大会開催時におけるバッファゾーンの確保

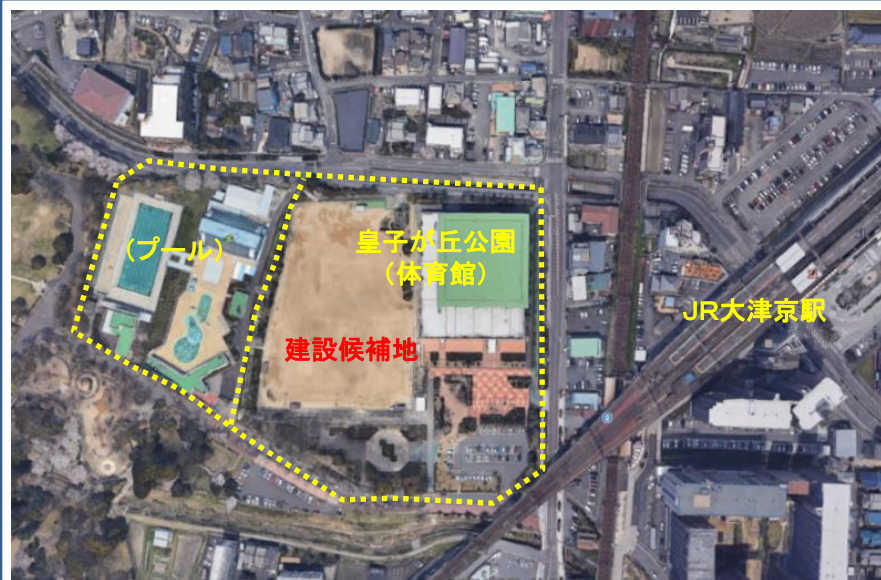
■メリット

- 規模、形状が良く配置計画等がしやすい
- 現市役所と所在地の変更がほとんどなく、最寄駅も同じ

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

⑥ 『おおよその候補地（皇子が丘公園）』について



- 敷地面積 約39,200㎡(体育館等27,100㎡)
- 現法規制等での必要規模の建設可否:不可
- * 都市計画公園の計画決定変更が必要
⇒現市役所敷地を代替地として検討
- * 第1種住居地域では延べ3,000㎡超の大規模施設の建設不可
- * 風致地区の制限

■法規制等の概要

- 1) 用途地域 : 第1種住居地域
- 2) 建ぺい/容積率 : 40/200%
- 3) 高度地区 : 3種高度地区(20m以下)
- 4) 都市施設 : 都市計画公園
- 5) 風致地区 : 園城寺風致地区(高さ15m)
- 6) 防災 : 一部土砂災害警戒区域
- 7) アクセス : JR大津京から徒歩3分
: 京阪大津京から3分

■留意事項

- 基本的に用地の取得が必要
- 土砂災害対策工事が必要
(後背地の公園内で対策工事が可能)
- 代替機能として同規模の一団の土地の確保が必要
- 各種大会開催時におけるバッファゾーンの確保
- 勾配屋根(風致地区)
- メリット
- JRと京阪の交通結節点のため利便性が向上

2 基本構想の方針の整理

(2) 庁舎整備用地の『おおよその候補地』

⑦ 『おおよその候補地（唐崎駅前）』について



- 敷地面積 約32,300㎡
(うち市所有地 約2,700㎡)
- 現法規制等での必要規模の建設可否:可

■ 法規制等の概要

- 1) 用途地域 : 第2種住居地域
- 2) 建ぺい/容積率 : 60/200%
- 3) 高度地区 : 3種高度地区(20m以下)
- 4) 都市施設 : なし
- 5) 風致地区 : なし
- 6) 防災 : 液状化予測PL5~10
- 7) アクセス : JR唐崎駅から徒歩1分
: 京阪穴太駅から徒歩10分

■ 留意事項

- 基本的に用地の取得が必要
- JR近接による一部規制の可能性あり

■ メリット

- JR唐崎駅前で利便性が高い
- 自然災害リスクが少ない
- 規模、形状が良く配置計画等がしやすい
- 都市計画上の制限が少ない

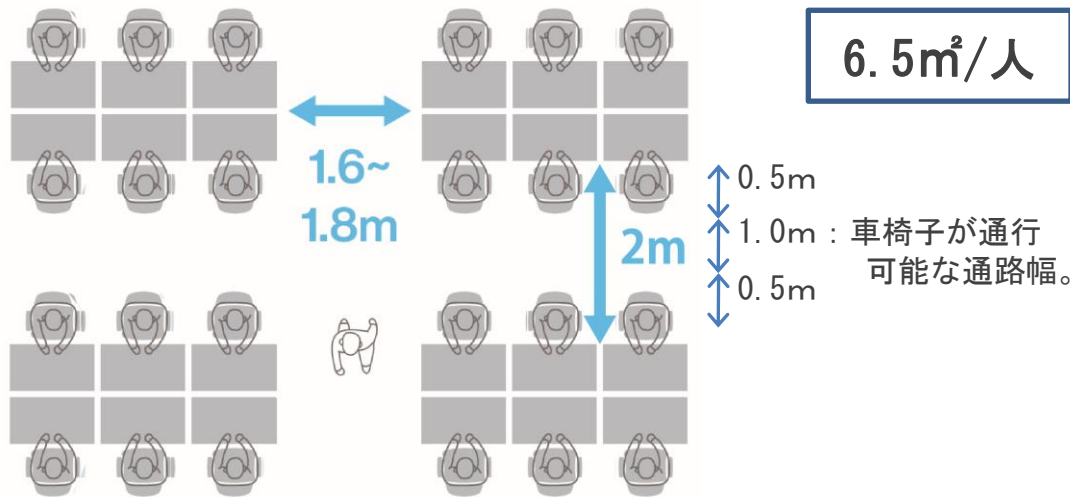
2 基本構想の方針の整理

(3) 庁舎規模の考え方

2 基本構想の方針の整理

(3) 庁舎規模の考え方

① 車椅子利用職員の動線に配慮した一人あたり面積について



車椅子利用の職員が通行可能なスペースを確保した配置
(障害者の雇用促進につながる職場環境の整備)

- ・ 椅子背面の間隔は1.0m、机と机の間隔は2.0m以上
- ・ 通路幅は電動車椅子の通行に配慮し1.6mから1.8mを確保

2 基本構想の方針の整理

(3) 庁舎規模の考え方

② 庁舎延床面積の試算について

<p>執務室面積</p> <p><算定基準> 「車椅子利用職員の動線に配慮した配置 : 6.5㎡/人」および総務省基準</p>
<p>市議会面積</p> <p><算定基準> 総務省基準</p>
<p>会議室等諸室面積</p> <p><算定基準> 総務省基準</p>
<p>共用部分面積 (全体の40%)</p> <p><算定基準> 総務省および国土交通省基準</p>

新庁舎の必要延べ床面積
40,000~45,000㎡

※新館は企業局を中心に活用することを基本とするが、今後を見据えて面積算定には含める。

※延床面積の試算については、あくまで『候補地の敷地面積の妥当性』や『庁舎規模のイメージ』を確認する程度。

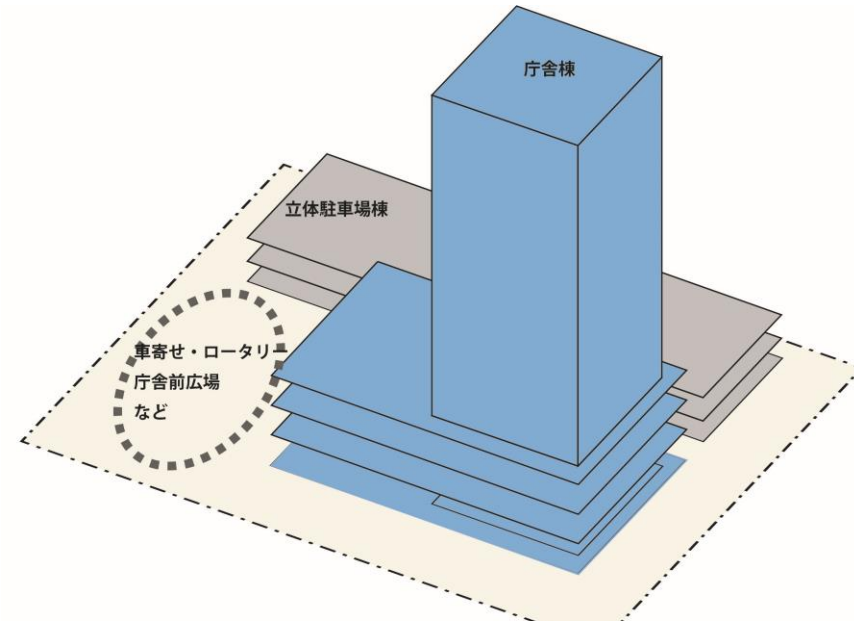
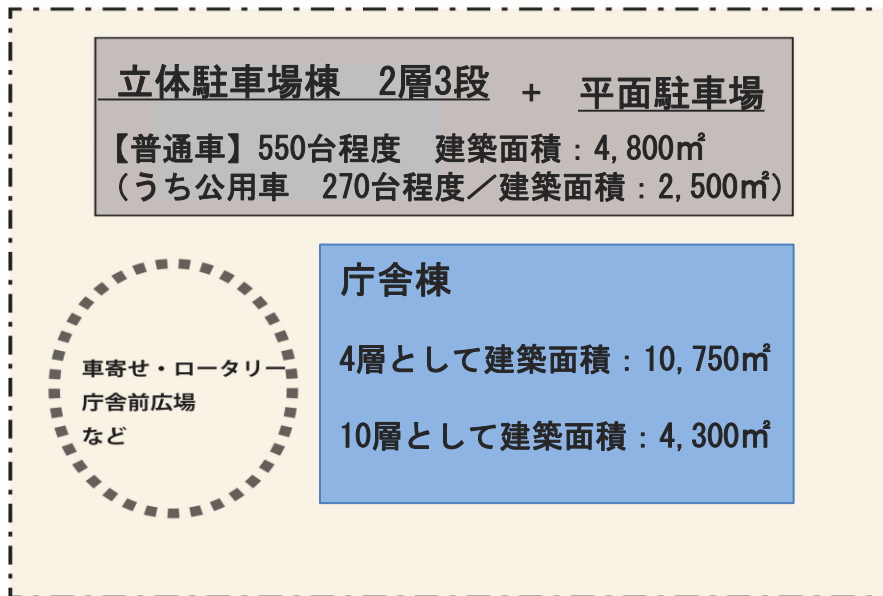
2 基本構想の方針の整理

(3) 庁舎規模の考え方

③ 庁舎敷地面積の試算について 【※高さ規制と建ぺい率による試算】

住居系（高さ20m規制） 敷地面積：26,000㎡（建ぺい率 60%）

商業系（高さ45m規制） 敷地面積：11,400㎡（建ぺい率 80%）



※庁舎敷地面積の試算については、あくまで『候補地の敷地面積の妥当性』や『庁舎規模のイメージ』を確認する程度。

2 基本構想の方針の整理

(3) 庁舎規模の考え方

④懇話会の意見（庁舎規模について）

- ・ 民間企業ではフリーアドレス化が進んでおり、市役所の仕事も働き方改革を進めることとして庁舎の必要面積の検討を
- ・ 庁舎規模については、建物のボリューム感、高さ（空間）などが重要
- ・ 職員一人当たり面積6.5㎡は広め、もう少しコンパクトにしては
- ・ 市民スペースの充実や機能を必要規模に考慮すべき
- ・ カーボンニュートラルやSDGs、LGBTQなど配慮すべき要素のリストアップが必要

3 令和4年度の主な検討内容

3 令和4年度の主な検討内容

(1) 令和4年度の主な検討内容

○基本構想における庁舎整備のコンセプト（仮）の設定について

基本構想をとりまとめていく上で、また、市民アンケート実施に向けて、市民にとっても庁舎整備の必要性や目的がわかりやすいようにコンセプト（仮）の設定を行う。

- 市民が親しみやすく利用しやすい庁舎
- 支所と連携した行政サービスネットワークの拠点としての庁舎
- 災害時に機能する防災拠点としての庁舎
- 環境に配慮した自然にやさしい庁舎

○庁舎整備用地について

移転建替えが可能な市有地がなく、移転先については用地取得が前提となることから、その可能性を見極めた上で、「おおよその候補地」、さらにその中から「優先して検討するおおよその候補地」を絞り込み、用地取得の協議・交渉を進めることとする。

3 令和4年度の主な検討内容

(1) 令和4年度の主な検討内容

○庁舎の規模について

庁舎整備用地の検討と並行して、より具体的な検討を行う。

○市民アンケートについて

市民アンケートは、「おおよその候補地」における庁舎整備の考え方などを示しながら『市役所や支所の利用状況』、『市役所庁舎の整備の必要性、重視すること、求める機能』、『市役所庁舎の移転候補地』、『現在の市役所庁舎（本館・別館）』などについて意見を求める。

○全体スケジュール（案）について

庁舎整備用地の取得に係る協議・交渉の状況や庁舎規模の検討状況を踏まえて、全体スケジュール（案）の検討を行う。

4 市民アンケートの実施

4 市民アンケートの実施

(1) アンケート実施（案）について

<趣旨>

庁舎整備基本構想の策定に向けて具体的な検討を進めていくにあたり、市民の意見を反映することは当然のこととして、市民の理解を深めながら進めていくことも重要である。

そこでアンケートを実施し、『市役所や支所の利用状況』、『市役所庁舎の整備の必要性、重視すること、求める機能』、『市役所庁舎の移転候補地』、『現在の市役所庁舎（本館・別館）』について意見を求めるとともに、理解度の確認も行い、基本構想の策定に留めず、今後の庁舎整備全般の進め方の参考とする。

<実施期間> 7月11日～31日まで（予定）

<対象者> 18歳以上 / 無作為抽出で1万人
※人口の学区、年齢比率を適用

<回答方法> 郵送 / インターネット

<アンケート（案）> **別添資料のとおり**

5 基本構想策定スケジュール

5 基本構想策定スケジュール

(1) 基本構想策定スケジュール

		R 3 年度									R 4 年度										
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月				
基本構想	基本構想	[Blue bar: 庁舎整備のコンセプト]											[Blue bar: 基本構想のとりまとめ]				推進本部・懇話会・議会 (公共施設対策特別委員会)	基本構想策定			
	課題抽出及び整理	[Blue bar]									[Green box: 整理すべき課題の整理]										
	庁舎機能の検討	[Blue bar]																			
	整備方針	庁舎規模の検討	[Blue bar]											[Green box: 庁舎規模の考え方]					[Blue bar: 移転建替を基本とした整備方針の検討]		
		移転建替の検討	[Blue bar]											[Green box: 移転建替を基本に]		[Green box: 新館活用を基本に]					
		立地条件の整理 候補地の検討	[Blue bar]											[Green box: 立地条件の整理]		[Green box: おおよその候補地]					[Green box: 候補地 (1~2案)]
	今後の進め方の整理												[Blue bar: 全体スケジュール]								
市民アンケート												[Blue bar: アンケート案]		[Blue bar: 実施]							
推進本部会議		● (8/6)			● (11/22)									● (6/1)	●		●				
懇話会						● (12/20)		● (2/17)					●	●		●					
議会(公共施設対策特別委員会)			● (9/27)			● (12/17)			● (3/22)				●			●					

6 関係資料

6 関係資料

(1) 現在の庁舎について

大津市庁舎の敷地

	庁舎敷地	隣接旧国有地
所在地	大津市御陵町	大津市御陵町70番20
地目	宅地	宅地
敷地面積	16,833㎡	7,464㎡
地域地区	近隣商業地域 (建ぺい率80% 容積率300%) 第7種高度地区	近隣商業地域 (建ぺい率80% 容積率300%) 第7種高度地区

現庁舎の概要

	本館	別館	新館
建築年月	昭和42年3月	昭和46年4月	平成元年3月
構造	SRC造	RC造	SRC造
階数	地上5階 地下1階	地上3階 地下1階	地上7階 地下1階
延床面積	15,160㎡	6,250㎡	10,947㎡
建築面積	4,299㎡	2,686㎡	1,376㎡
耐震性	旧耐震・不適合	旧耐震・不適合	新耐震

	第2別館	北駐車場	業務用駐車場
建築年月	平成5年9月	昭和62年6月	平成9年3月
構造	RC造	S造	S造
階数	地上2階 地下1階	地上2階	地上2階
延床面積	1,272㎡	6,088㎡	1,732㎡
建築面積	474㎡	3,180㎡	883㎡
耐震性	新耐震	新耐震	新耐震

6 関係資料

(1) 現在の庁舎について



■敷地面積 約24,200㎡

■現法規制等での必要規模の建設可否:可

■法規制等の概要

- 1)用途地域 :近隣商業地域
- 2)建ぺい/容積率 : 80/300%
- 3)高度地区 : 7種高度地区(45m以下)
- 4)都市施設 :なし
- 5)風致地区 :なし
- 6)防災 :一部土砂災害警戒区域
- 7)アクセス :JR大津京から徒歩10分
:京阪大津市役所前から1分

■留意事項

- 仮設庁舎、仮設駐車場が必要
- 土砂災害対策工事が必要
- 市役所業務に対する支障の懸念
(来庁者の安全対策、騒音、周辺渋滞等)
- 工期が長期化
- メリット
- 市役所の所在地の変更なし

6 関係資料

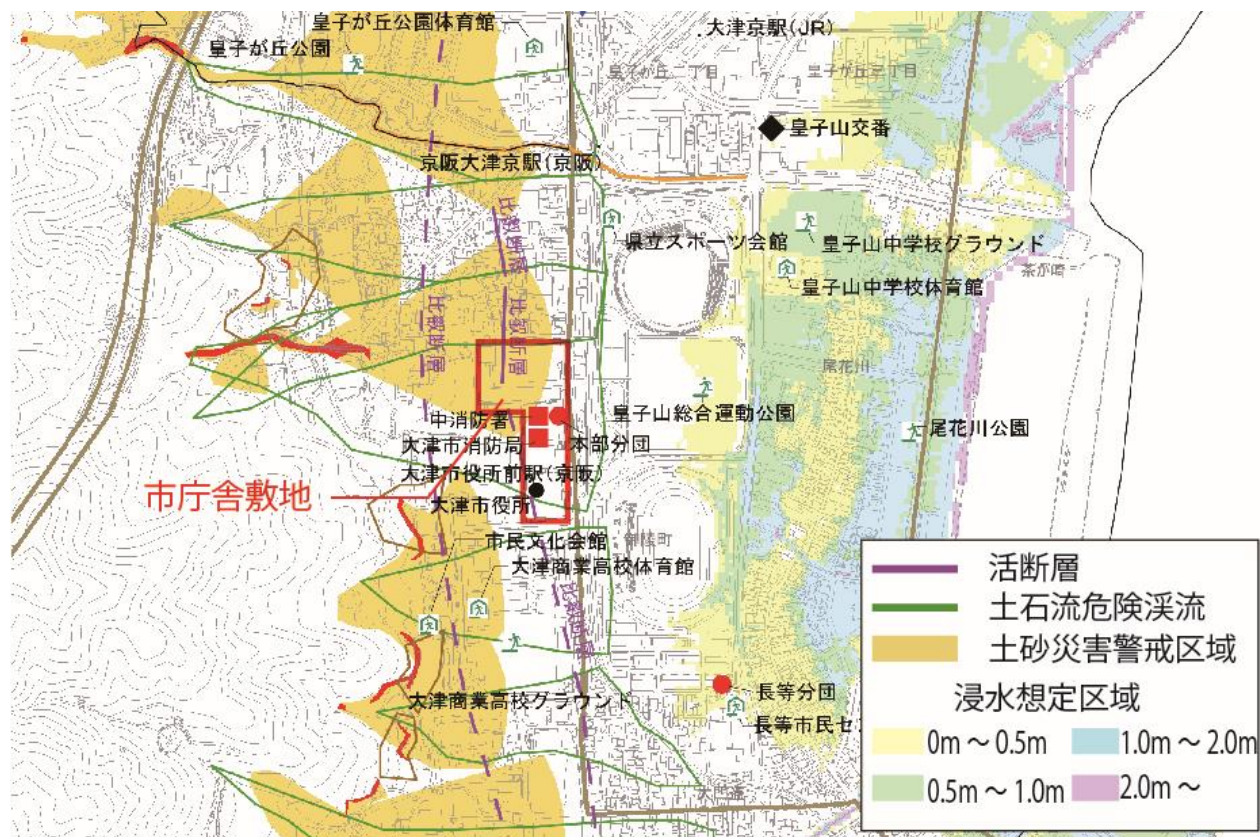
(1) 現在の庁舎について



6 関係資料

(1) 現在の庁舎について

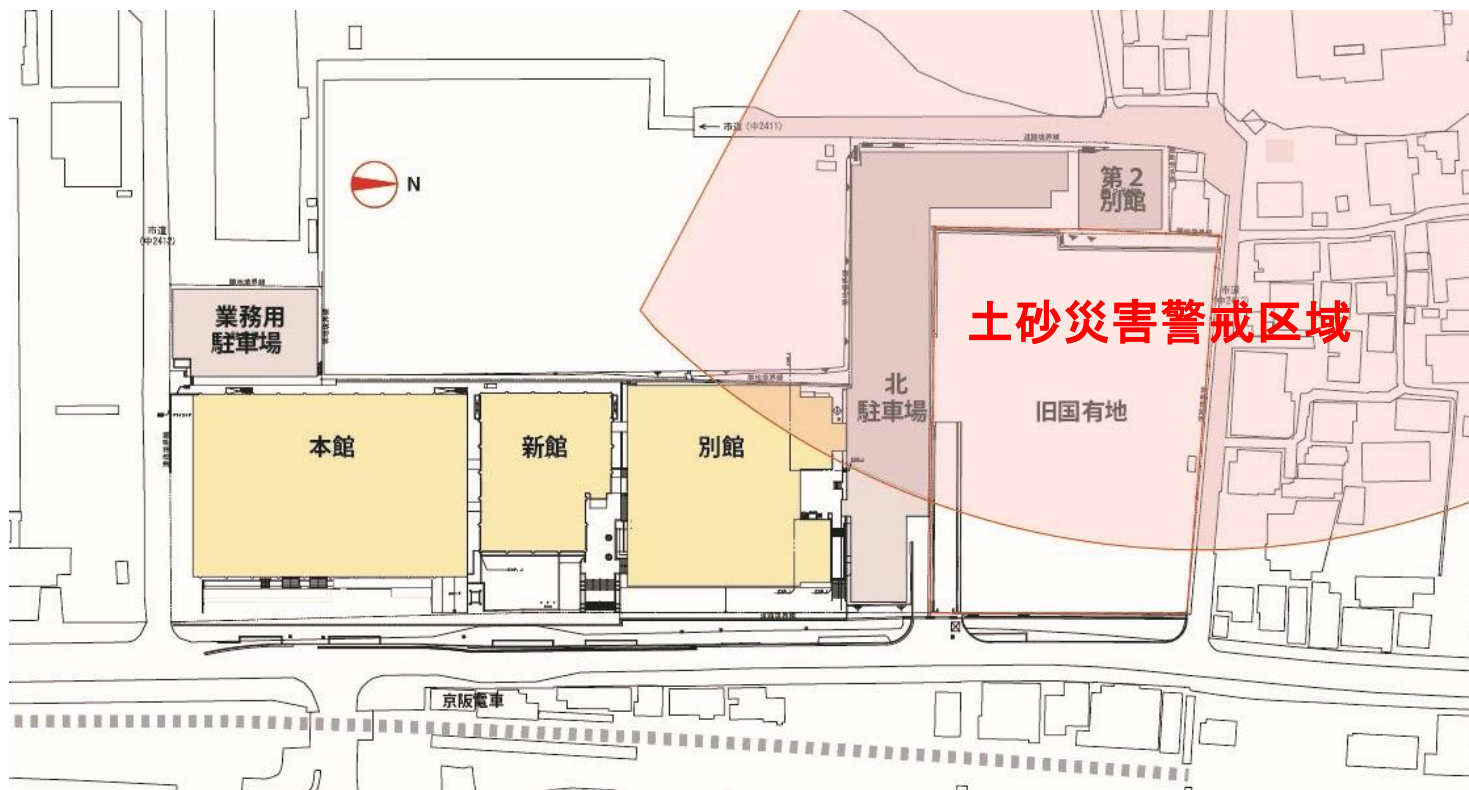
現庁舎敷地周辺地域のハザードマップ



6 関係資料

(1) 現在の庁舎について

現庁舎敷地周辺のハザードマップ



6 関係資料

(1) 現在の庁舎について

本館・別館の耐震診断結果

平成16年（2004年）に本館及び別館の耐震診断（3次診断）を行い、目標値であるIs値=0.9（構造体I類〔重要度係数1.5〕に相当）に対して大幅に耐震性が下回る結果となった。

本館耐震診断結果（2004年度）

階	本館三次診断【全体】評価結果			
	X方向（南北〔桁行〕方向）		Y方向（東西〔妻行〕方向）	
耐震指標	Is値	$C_{TUS_D}^{*2}$	Is値	C_{TUS_D}
目標値*1	0.90	0.45	0.90	0.45
5	0.31	0.22	0.35	0.25
4	0.12	0.12	0.16	0.16
3	0.14	0.14	0.18	0.19
2	0.14	0.14	0.19	0.20
1	0.10	0.10	0.15	0.16
B1	0.24	0.30	0.64	0.64

別館耐震診断結果（2004年度）

階	別館三次診断【全体】評価結果			
	X方向（南北〔桁行〕方向）		Y方向（東西〔妻行〕方向）	
耐震指標	Is値	C_{TUS_D}	Is値	C_{TUS_D}
目標値	0.90	0.45	0.90	0.45
3	0.11	(0.34)	0.27	(0.63)
2	0.55	0.56	0.58	0.60
1	0.50	0.51	0.49	0.51
B1	0.65	0.68	0.68	0.70

*1 目標値は、「大津市公共施設の耐震化推進要領」で市役所庁舎に定められている数値。

*2 C_{TUS_D} とは、最低限必要な建物の頑丈さを満たしているか否かの判定指標（累積強度指標）で、一般的には、0.3以上あることが必要。
（ ）内はq値（鉄骨造において、地震や風などの水平力に対し、当該建物が耐えることができる強さ）を表わした指標。

6 関係資料

(1) 現在の庁舎について 建替え検討における配置パターン

※平成30年度
本館整備の検討より

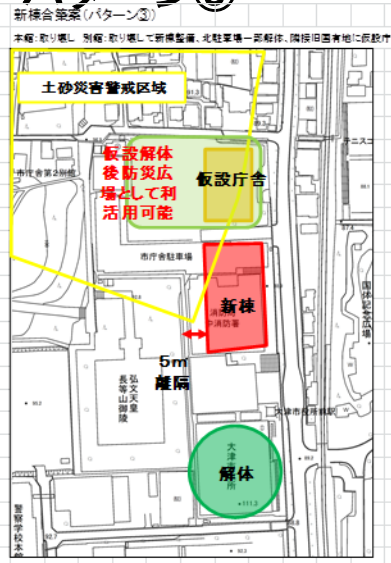
パターン①



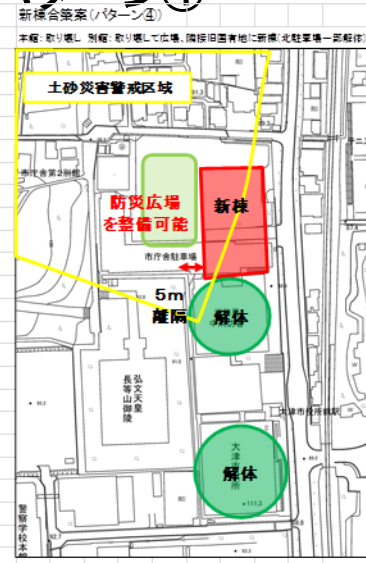
パターン②



パターン③



パターン④



本館：免震工法
別館：解体
新棟：旧国有地に整備

本館：免震工法
別館：解体
新棟：別館跡地に整備

本館：解体
別館：解体
新棟：別館+北駐車場
跡地に整備

本館：解体
別館：解体
新棟：旧国有地+北駐車場
跡地に整備

6 関係資料

(1) 現在の庁舎について

大津市庁舎本館・別館と対象として、DOCOMOMO japanによる「日本におけるモダン・ムーブメントの建築197選」の選定、および選定建築物の歴史的価値の継承と保全について、2016年6月15日付けで、一般社団法人日本建築学会から通知がある。

※DOCOMOMO japanの「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」の選定基準の一例

a. 装飾を用いるのではなく、線や面の構成による美学が適用されている。

大津市長
越 直美 殿

2016年6月15日

DOCOMOMO Japan
代表 松原祥

大津市庁舎（現 大津市庁舎本館・別館）
の「日本におけるモダン・ムーブメントの建築197選」へのリストアップのご報告、
およびその歴史的価値の保全についてのお問い合わせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、本会の活動につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、DOCOMOMO Japan ではこのたび、一般社団法人日本建築学会の協力を得て、「日本におけるモダン・ムーブメントの建築197選」をとりまとめました。そのひとつとして、大津市庁舎（現 大津市庁舎本館・別館）を選ばせていただきましたので報告させていただきますとともに、この建築の歴史的価値の保全にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

DOCOMOMO (=The Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement の略称、「ドコモモ」と読みます) は、モダン・ムーブメント (近代運動) の推進に寄与した建築の歴史的、文化的重要性を認め、その記録と現存建築物の保存に関する活動を展開する国際的学術組織です。1989年にオランダで設立され、現在は本部 (DOCOMOMO International) をポルトガルのリスボンに置き、60を超える国・地域が加盟して活動しています。DOCOMOMO Japan はその日本支部で、2000年に発足しました。その重要な活動のひとつに「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」の代表的作品を選定する作業があり、これまで計184件の建築をリストアップしてきました。今回、このリストに2015年度に選定された13件を新たに加えることになり、大津市庁舎 (現 大津市庁舎本館・別館) がそのひとつとして選定されました。

「モダン・ムーブメント」は20世紀の建築の主要な潮流のひとつで、18~19世紀に端を発する合理主義的、社会改革的な思想や技術革新を背景に、1920~30年代に西欧で明確な形をとりはじめ、線や面の構成による美学にもつづいた建築を多数生み出してきました。日本においても、1920年代からその影響を受けた建築が建設され、現存している建築物は日本の近代化の足跡を物語るうえで重要な文化的資産と考えられます。こうした観点から DOCOMOMO Japan では、下記の基準にもとづいて、「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」の選定を行ってきました。

- 装飾を用いるのではなく、線や面の構成による美学が適用されている。
- 技術の成果がデザインに反映されている。
- 社会改革的思想が見られる。
- 環境形成 (広場や建築群の構成) という観点からデザインされている。

以上のような高い文化的価値と歴史的意義についてあらためてご確認いただき、大津市庁舎およびその周辺環境の保全、維持に役立ちたいとお願い申し上げます。なお、大津市庁舎が有する価値については、別添の「記録・評価書 (Documentation Fiche)」をご参照ください。

また、DOCOMOMO Japan では、この建築の保全について、必要ある場合は学術的観点からのご相談をお受けいたします。

ご不明の点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡いただければと存じます。

敬具

【お問い合わせ先】

DOCOMOMO Japan 事務局

email: docomomojapan@yahoo.co.jp URL: <http://docomomojapan.com/> (事務局長 亀井裕子)